

働く高齢労働者の特性に配慮した職場づくりを進めるため
「エイジフレンドリーガイドライン」の
5つの実施項目を確認してください



- 働く高齢者が増加しています。
(60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍)
- **労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4**となっています。
- 労働災害発生率は、若年層に比べ**高齢層**で高くなる傾向にあります。

皆さんの事業場は、高齢者が安心して働ける環境が整っていますか？
次の5つの実施項目をチェックして確認してみましょう！

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	エイジフレンドリー ガイドライン	5つの実施項目
<input type="checkbox"/>	1 安全衛生管理体制と情報の把握 経営トップが、高齢者労働災害防止対策を盛り込んだ安全衛生方針を表明しています。	
<input type="checkbox"/>	2 職場環境の改善 身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容等の見直しなど、必要な対策を講じています。	
<input type="checkbox"/>	3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握 高齢者の健康や体力の状況を把握できる環境（ex 継続的な体力チェック）を整えています。	
<input type="checkbox"/>	4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 高齢労働者の健康や体力に応じて労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じています。	
<input type="checkbox"/>	5 安全衛生教育 高齢労働者に対して作業内容とそのリスクについて教育を行っています。	

未実施の項目がある場合には、次ページの「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に記載してある考え方や方法を確認の上、実施してください。

高齢労働者の安全と健康を確保するために エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう

厚生労働省は、働く高齢者の特性に配慮した職場づくりを進めるため、「エイジフレンドリーガイドライン」（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。

高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 安全衛生管理体制と情報の把握

- 企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- 職場の改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です →



2 職場環境の改善

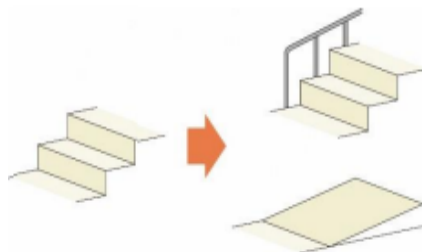
- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます

⇩対策の例⇩

- 不自然な作業姿勢をなくすよう高さや作業対象物の配置を改善する



- 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



- 防滑靴を利用させる



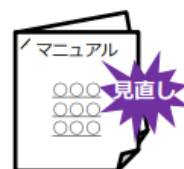
⇩その他の例⇩

- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 涼しい場所を整備し、通気性の良い服装を準備する
- リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制（医療・介護関係）

- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します

↓対策の例↓

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

↓取組の例↓

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



(2) 体力の状況の把握

- ・主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

↓対策の例↓

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるように努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるように努めます

※考慮事項※

- 疾病を抱えながら働き続けることを希望する高年齢者の治療と仕事の両立を考慮します。
- ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- 集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます

↓対策の例↓

- 体力等の低下した高年齢労働者に、身体能力の維持向上に関する支援を行うよう努めます
(運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等)
- 健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- 高年齢労働者に対する教育では、作業内容とリスクについて理解していただくため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報を活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- 身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- 勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うように努めます

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページに掲載しています



(R3.7)